

平成26年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、老齢厚生年金の受給権者であった(亡)A(平成〇年〇月〇日死亡。以下「A」という。)の妻である請求人がした遺族厚生年金の裁定請求に対し、平成〇年〇月〇日付で、「受給者の死亡当時、その者によって生計を維持していたと認められない為。(厚生労働大臣が定める金額以上の収入を将来にわたって有しないと認められない為)」として、Aに係る遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした事案である。

第3 当審査会の判断

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族が配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならないとされている(厚年法第58条第1項第1号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取り扱いについて」(昭和61年4月30日庁保険発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知)及び「生計維持関係等の認定基準の一部改正について(平

成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知)(なお、平成23年3月23日には、「生計維持関係の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知)が発出されており、同日以降の死亡事案については、上記年金局長通知によることとされているが、その内容は、上記各通知と同じである。以下、これらを併せて「認定基準」という。))。

2 本件においては、Aが平成〇年〇月〇日に死亡したこと、Aがその死亡の当時、老齢厚生年金の受給権者であったこと及び請求人がAの妻であり、その死亡の当時Aと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間で争いがなく、本件記録によってもそれらの事実を優に認めることができる。したがって、本件の争点は、請求人がAの死亡当時、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなく、Aによりその生計を維持していた者でないと認められるか、否かということになる。

3 そこで、検討するに、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定に当たっては、認定基準により取り扱われるところ、認定基準は、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に、受給権者であった者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。)とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあっては前々

年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては前々年の所得)が年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来(おおむね5年以内)収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められることを必要としている。そして、当審査会も、認定基準による取扱いを不当とすべき事由は認められないとしているところである。また、遺族厚生年金の受給要件の有無は、保険事故発生の時点(本件においては、Aが死亡した時点)で判断されるべきことは当然のことである。

4 まず、Aが死亡したのが平成〇年〇月〇日であるから、その前年である平成〇年分の請求人の収入についてみるに、〇〇市長作成の平成〇年分市県民税所得証明書によると、請求人の平成〇年分の所得は、給与所得のみであり、その所得額は〇〇万円(給与収入金額〇〇万円)であるから、請求人が認定基準所定の収入要件①、②及び③を充足しないことは明らかである。

5 次に、請求人が認定基準所定の収入要件④を充足するかどうかについて検討する。本件記録によると次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、Aの死亡時において、親族の経営するa社(以下「a社」という。)の代表取締役であり、月額〇〇万円の報酬を得ていた。

(2) a社は、平成〇年〇月〇日に取締役会を開催し、代表取締役である請求人の役員報酬月額〇〇万円を、同年〇月から月額〇〇万円減額して月額〇〇万円とする旨決議した。請求人の報酬減額の理由は「当社役員報酬は、報酬総額の限度内で経済情勢からみた一般水準及び役員の職務内容などを勘案して相当とみられる額の各配分を協議決

定したものであるが、取締役Bは、体調不良のため療養が必要となり、当初の職務の一部ができない状態になったため」とされている。

次いで、a社は、A死亡の日から〇か月が経過した平成〇年〇月〇日に取締役会を開催し、代表取締役である請求人の報酬月額を同年〇月から〇〇万円に変更する決議をしたが、その理由は「当会社の〇期の損益状況及び今期の見通しが非常に厳しい状況を踏まえ…」とされている。

(3) 〇〇市長作成の平成〇年分、平成〇年分及び平成〇年分の各市県民税所得証明書によると、請求人の平成〇年分以降の所得は、給与所得及び雑所得であり、その所得額は平成〇年が合計〇〇万円(給与収入金額〇〇万円(給与所得額〇〇万円)、年金収入額〇〇万円(雑所得額〇〇円))、平成〇年が合計〇〇万円〇〇円(給与収入金額〇〇万円(給与所得額〇〇万円〇〇円)、年金収入額〇〇万円〇〇円(雑所得額〇〇万円〇〇円))、平成〇年が〇〇万円〇〇円(給与収入額〇〇万円(給与所得額〇〇万円〇〇円)、年金収入額〇〇万円〇〇円(雑所得額〇〇万円〇〇円))である。

6 ところで、認定基準の収入要件④は、上記のとおり、「近い将来(おおむね5年以内)収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満となると認められること」とし、その事情として「定年退職等」を掲げ、「退職等」とは掲げていない。これは、保険事故発生時において、基準額以上の収入又は所得を得ている生計維持認定対象者が、保険事故発生後においても、引き続き上記収入又は所得を確保できる地位又は財産を有するにもかかわらず、上記収入又は所得を確保できる地位から離れ、又は財産を手放すことにより、上記収入又は所得を得ることができないこととなっても、そのような場合は、労働者の死亡について保険給付を行うことによりその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという、厚

生年金保険による保険給付の保障の域外に置く趣旨であると解される。認定基準は、例示として「定年退職等」を掲げているのであるが、それは、雇用又は委任若しくは委任類似の法律関係において当該法律関係終了の時として通常合意されている（法令、就業規則等による定めを含む。）「定年」を掲げることにより、特定の時期が確定期限とされており、生計維持認定対象者の意思如何に関わらず、その期限の到来により当然、かつ、確実に上記収入又は所得を得る地位を失う事情があることをもって、上記1の①、②及び③の要件に該当しない場合においても、当該生計維持認定対象者が収入要件を満たすものとして取り扱う趣旨であると解される。

これを請求人についてみるに、請求人は、Aが死亡した平成〇年においては、〇月から〇月までは月額〇〇万円、〇月から〇月までは月額〇〇万円、〇月から〇月までは月額〇〇万円の代表取締役の報酬を得て、年額〇〇万円の給与収入を得たこと、平成〇年以降においては、月額〇〇万円の報酬となり、年額〇〇万円の給与収入となったことが認められるのであるが、請求人の取締役報酬の月額〇〇万円への減額は、A死亡の日から〇か月後の取締役会の決議により、平成〇年〇月分から実施されたものであり、この報酬額の減額は、a社及び請求人を含むa社の取締役の自由な判断の結果であって、保険事故（Aの死亡）発生時点において、確実に到来するものとして予見されていたものと認めることはできない。したがって、請求人は、認定基準所定の収入要件④を充足しない。

7 請求人は、① 請求人がa社の取締役の地位にあり、形式的には高額な報酬を得ていたのは、Aがその経営者であることの恩恵、あるいは、請求人が自宅不動産の所有名義人であることから、対外的信用のために名目上取締役の地位を与えられたことによるもので、A死亡後も代表取締役の地位に留まっていたのも対外

的信用を維持するためであり、その結果、取締役（代表取締役）としての収入を得ていたにすぎない、② 請求人は、a社の経営に関与するなど取締役としての職務に従事したことはなく、平成〇年〇月以降は、Aの介護をする生活を余儀なくされ、a社の仕事は全くできなかったものであり、本来は、a社から取締役としての報酬を受けられる理由はなくなかったものであり、実質的には無収入若しくはA死亡後に引き下げられた月額〇万円（年額〇万円）程度の収入しかなかったものといえる、③ 請求人の報酬は、a社の経営状態からすれば、本来は〇万円程度にしたかったが、代表取締役の報酬があまりに低額だと銀行からの信用がなくなり、融資を受けられなくなるとの会計事務所からの助言により、引き下げたくても下げられなかったものであると主張する。

しかしながら、請求人の代表取締役あるいは取締役としての地位が実質を伴わない名目的なものであり、取締役としての職務に従事しなかったとしても請求人は報酬を受けていたのであり、報酬額が経営状態からすれば不相応な額であったとしても、請求人が平成〇年〇月までは月額〇〇万円の、同年〇月までは月額〇〇万円の取締役（代表取締役）としての報酬を得ていたことは事実であって、請求人の主張事実から報酬受給の事実がなくなるわけではないのであるから、上記主張は理由がない。

また、請求人は、a社から報酬を受給する一方で、a社に貸付をしている（平成〇年は〇〇万円）のであるから、請求人の実質的な報酬額はこの貸付額を控除した金額であるとも主張する。しかしながら、請求人のa社に対する貸付は、請求人とa社との間の経済取引によるものであり、貸付により請求人はa社に対して消費貸借契約に基づく貸金債権を取得することになるにすぎないのであり、これにより、請求人とa社との間の委任あるいは委任類似の法律関係に影響を及ぼ

すものではないから、上記主張は失当である。

8 そして、本件により認められる全ての事情を併せ考慮しても、上記のとおり、認定基準により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合に該当すると認めるべき事情を見出すことはできない。

9 以上の認定及び判断の結果によると、請求人は、Aの死亡当時、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者ではなく、Aによりその生計を維持していた者でないと認められるから、原処分は妥当であってこれを取り消すことはできない。

よって、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。